平成２年４月１日制定

岡津第二町内会規約

第１条（名称、事務所）

　　本会は、岡津第二町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第２条（目的）

　　本会は、会員相互の親睦を図り、福祉を増進し、もって自治運営に寄与すると共に、岡津町の発展と繁栄を期するをもって目的とする。

第３条（会員の構成）

本会は、岡津第二町内会に居住する世帯主又は、これに準ずるものを持って構成する。

第４条（組織）

目的及び事業達成のため必要とする地区・班に区分し、運営の円滑を計る。

第５条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長１名、副会長２名以上、会計２名、監事２名、総務２名以上、部長１０名以上。

（事業部副部長を置く事が出来る。）、事業部指導員若干名、地区長若干名、班長

第６条（役員の選出及び任期）

1. 会長、副会長、会計、総務、監事は現職役員、地区長及び、各地区選出の選考委員により選出し、総会の承認を受ける。
2. 事業部長は、役員及び地区長で選考する。
3. 地区長は、班長の互選又は推薦により選出する。
4. 役員の任期は２ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
5. 地区長の任期は１ヶ年又は2ヶ年とし、再任を妨げない。
6. 班長の任期はその班の総意により、1ヶ年又は2ヶ年とすし再任を妨げない。
7. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（顧問、相談役）

本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役は、役員の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条（役員の職務）

1. 会長は、会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、会計事務を処理する。
4. 監事は、会計を監査し、結果を総会に報告する。
5. 総務は、総会、庶務、企画、慶弔、見舞いに関する事。
6. 事業部正副部長は、第９条の夫々の事業を分掌する。
7. 地区長及び班長は、会議に参画し、会務の執行及び、班員との連携にあたる。

第９条（事業）

広報部　　　（広報に関する事）

防犯部　　　（防犯、防犯灯管理、防災活動）

消防部　　　（防火、消防、災害救助、家庭防災員）

保健衛生部　（保健衛生全般に関する事）

福利厚生部　（募金、敬老、民謡部、社会福祉全般に関する事）

交通部　　　（交通安全協会、母の会との連携、安全対策、交通共済取扱）

環境衛生部　（粗大ゴミ、生ゴミ等環境衛生に関する事）

体育部　　　（体育全般に関する事）

女性部　　　（婦人の教養、生活の合理化を計る）

青少年部　　（PTAとの連携、子供会育成指導）

第１０条（会議）

本会の会議は、総会、役員会とする。総会は年１回定期総会を開催する。

（但し、総会の開催は、班長以上の役員をもって代行する事が出来る）又、必要に応じ臨時総会を開催する事が出来る。役員会は随時会長が招集する。又、必要に応じて地区ごとの役員会も開催する事が出来る。

第１１条（会計）

本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。

1. 会費は月額400円とする。
2. 必要に応じ臨時会費を徴収することが出来る。但し、役員会及び総会の承認を得る。
3. 会計年度は4月1日より翌年３月31日とする。

第１２条（慶弔）

1. 会員死亡に対し、花輪又は、相当額の香料を贈る。
2. 風水害等の自然災害につては見舞金を贈る。

第１３条（会館の運営）

岡津町内会館の別に定める要綱及び、細則による。

付則　本会の規約に定めなき事項及び、規約の施行につき、必要な細則は役員会の議決を経て定める事が出来る。

＊（１）事業部役員の死亡については、会員死亡と同等の扱いをする。（平成9年4月設定・平成27年4月改訂）

（２）女性部代表を各地区から1名選出する。この任期を一期二年とし、各地区に於いて順次持ち回りとする。（平成18年4月設定）

また、女性部代表より家庭防災員代表を選出し、この任期を一期二年とする。（平成18年4月設定）

《改訂》　平成　９年　4月　第１１条（１）300円を、400円に変更。

平成　９年　4月　第１２条　香料5,000円を、花輪に変更。

平成１１年　4月　第5条　副会長1名を、2名に、会計1名を、2名に、総務1名を、2名に変更。

平成１３年　4月　第６条　（１）選考委員を、現職役員、地区長及び、選考委員に変更。

平成１３年　4月　第１２条　花輪を、花輪又は、相当額の香料に変更

平成１５年　4月　第4条　条文　下記地区に区分しを、必要とする地区・班に区分しに訂

　　　　　　正

平成１６年　4月　第５条　副会長2名を2名以上に、総務2名を、2名以上に、事業部長10名を、10名以上に変更。

平成１８年　4月　第9条　の名称「婦人部」を「女性部」に改訂。

平成１８年　4月　付則　　（２）女性部代表について、家庭防災員代表について、の項目を追加する。

＊平成２７年　4月　第12条に項目（２）を追加改訂し以下の金額とする。

* 1. 床上浸水・・・¥10,000円
  2. 床下浸水・・・¥5,000円
  3. その他の災害については都度役員会をもって決定する。

＊平成２７年　4月　付則　（１）事業部役員及び、その家族の死亡については、会員死亡と同等の扱いをする。（平成９年　4月設定）の「及び、その家族」を削除する。